

改正

平成26年3月31日要綱

伊勢崎市ホームページ広告掲載基準

(趣旨)

第1条 この基準は、伊勢崎市ホームページ広告掲載取扱要綱（平成21年3月1日制定。以下「要綱」という。）に定めるもののほか、広告掲載の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(広告の内容)

第2条 伊勢崎市ホームページ（以下「市ホームページ」という。）に掲載する広告の内容は、市行政の公共性及び信頼性を損なうおそれがなく、かつ、市民に不利益を与えないものとする。

2 次に掲げる広告の内容（接続先のホームページの内容を含む。）は、掲載の対象としない。

- (1) 基本的人権や他の者の権利等を侵害するもの
- (2) 政治性又は宗教性のあるもの
- (3) 虚偽であるもの又は誤認されるおそれのあるもの
- (4) 内容又は責任の所在が不明確なもの
- (5) 意見広告（社会問題その他についての主義又は主張に当たるもの）
- (6) 個人の氏名広告
- (7) 比較広告
- (8) 差別又は名誉毀損のおそれがあるもの
- (9) 粗悪品などの不適切な商品又はサービスなどを広告するもの
- (10) 業界団体の自主規制等により年齢制限が設けられている商品、サービスなどを広告するもの
- (11) 他を誹謗、中傷又は排斥するもの
- (12) 非科学的又は迷信に類するものを根拠として提供される商品又はサービスなどを広告するもの
- (13) 誇大な表現及び根拠のない表示があるもの
- (14) 国、地方公共団体その他の公共機関が、広告主又はその商品、サービスなどを、推奨、保証、指定しているかのような表現のあるもの
- (15) インターネット異性紹介事業（いわゆる「出会い系サイト」をいう。）を目的としている

もの

- (16) 専ら、投稿、書込み、ファイル交換を目的としているもの
- (17) 広告の一部又は全部が次に掲げる内容を含むか、表現によりこれらを容易に連想させるもの
 - ア 暴力や犯罪を肯定し、助長するもの又はおそれのあるもの
 - イ 威迫又は脅迫しているような表現のあるもの
 - ウ 水着姿や裸姿等で広告内容に無関係で必然性のないもの及びその他わいせつ性や性的羞恥を連想、想起させるもの
 - エ 残酷な描写や生命、人格を軽んじるような表現のあるもの
 - オ 著しく射幸心をあおるもの
 - カ その他不快感を催す表現のあるもの
- (18) その他市行政の公共性又は信頼性を損なうおそれがあるなど、市ホームページに掲載することが適当でないと思われるもの

(広告掲載の申込み)

第3条 申込者は、伊勢崎市ホームページバナー広告掲載申込書（要綱様式第1号）に、バナー広告の画像を印刷したものを添付しなければならない。

(広告掲載の方法)

第4条 バナー広告の掲出作業は、掲載期間の初日の前日に行う。ただし、掲出作業の当該日が伊勢崎市の休日を定める条例（平成17年伊勢崎市条例第4号）第1条に規定する市の休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その休日の前日とする。

- 2 バナー広告の削除作業は、掲載期間の末日の翌日に行う。ただし、削除作業の当該日が休日に当たるときは、その休日の翌日とする。
- 3 広告主（要綱第12条）は、広告掲載の掲出及び削除の時間を指定することはできない。
- 4 広告主（要綱第12条）は、広告の並び順を指定することはできない。

(広告掲載の中止又は取消し)

第5条 要綱第18条第1項第4号に規定する広告掲載が適切でないとは、次に掲げるとおりとする。

- (1) 広告主が市の信用を失墜し、業務を妨害し、又は事務を停滞させるような行為を行ったと認められるもの
- (2) 広告主が社会的信用を著しく損なうような不祥事を起こしたと認められるもの
- (3) 広告の内容が市又は第三者に損害、損失を与えていることが判明したと認められるもの

(4) 広告の内容が市又は第三者の権利又は財産等を侵害していることが判明したと認められるもの

(5) 広告主が倒産又は破産したと認められるもの

(その他)

第6条 この基準に定めるもののほか、広告掲載の取扱いに必要な事項は、別に定める。

附 則

この基準は、平成21年3月1日から施行する。

附 則 (平成26年3月31日要綱)

この基準は、決裁の日 (平成26年3月31日決裁) から施行する。